

第5号様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	清須市夢広場はるひ指定管理者選定審議会（第1回）
開催日時	平成23年10月17日（月） 午後1時30分～午後4時05分
開催場所	新川体育館1階大会議室
会議概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. あいさつ 2. 委嘱状交付 3. 委員長選任 4. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1)指定管理者制度及び清須市夢広場はるひの概要について (2)指定管理者選定スケジュールについて (3)指定管理者選定申請要項及び仕様書について (4)採点表について 5. その他
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・委嘱状 ・指定管理者制度の概要（資料1） ・清須市夢広場はるひの概要（資料2） ・夢広場はるひ指定管理者の指定に関する事務スケジュール（案）（資料3） ・申請要項及び仕様書検討事項（資料4） ・清須市夢広場はるひ指定管理者採点表（資料5） ・夢広場はるひ指定管理者選定審議会設置要項 ・夢広場はるひ指定管理者選定申請要項・仕様書等正誤表 ・清須市夢広場はるひ指定管理者選定申請要項（案） ・清須市夢広場はるひ（清須市立図書館）指定管理業務仕様書（案） ・清須市夢広場はるひ（清須市はるひ美術館）指定管理業務仕様書（案） ・清須市夢広場はるひ（はるひ夢の森公園）指定管理業務仕様書（案） ・清須市夢広場はるひ（清須市立図書館）設備等保守業務仕様書（案）

	<ul style="list-style-type: none"> ・清須市夢広場はるひ（清須市はるひ美術館）設備等保守業務仕様書（案） ・清須市夢広場はるひ（はるひ夢の森公園）設備等保守業務仕様書（案） ・清須市夢広場はるひ指定管理者選定申請要項（案） 【様式集】 （案）
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0人
出席委員	和田委員、鈴木委員、泉委員、後藤委員、竹島委員、齊藤委員、永田委員、内田委員、柴田委員、鷺見委員、荒木委員、桜井委員、
欠席委員	無し
事務局（出席者）	（生涯学習課） 濱島次長兼課長、加藤(秀)主幹、檜本係長 藤田主任主査 （企画政策課） 浅田主幹 （都市計画課） 長谷川副主幹
<p>会議の経過</p> <p>1. あいさつ</p> <p>事務局より、開会の宣言をし、議題の(4)の採点表については、業者選定時の採点表であるため、この議題の審議は、非公開とする取り扱いとしたい旨を提案。委員全員了承により、本会議は一部非公開とした。</p> <p>続いて、夢広場はるひ指定管理者選定審議会設置要項について説明。</p> <p>2. 委嘱状交付</p> <p>机上配布により交付。委員、事務局自己紹介。</p> <p>3. 委員長選任</p> <p>事務局より、指名推薦の方法を提案。委員了承により、永田委員が選任された。</p> <p>（永田委員長あいさつ）</p> <p>委員長指名により、内田委員が職務代理者に選任された。</p> <p>《意見の要旨》</p> <p>4. 議 題</p> <p>(1)指定管理者制度及び清須市夢広場はるひの概要について</p> <p>資料1 資料2に基づき、事務局より説明。</p> <p><質疑なし></p>	

(2)指定管理者選定スケジュールについて

資料3に基づき、事務局より説明。

<質疑なし> 承認された。

(3)指定管理者選定申請要項及び仕様書について

指定管理者選定申請要項、仕様書及び資料4に基づき、事務局より説明。

○委員

図書館の管理業務仕様書6頁(5)開館準備に関する業務において、事業への準備が盛り込まれていない。開館後、すぐに夏休み期間に入るので、イベント等の企画をしておく必要があると思われるが如何か。

●事務局

読み聞かせ会などの具体的内容を(5)開館準備に関する業務にも追記させていただきたい。

○委員

図書館の管理業務仕様書1頁(2)③郷土資料等の充実についてであるが、直営する歴史資料展示室との関わりや運営方法について不明確である。再度説明を願いたい。

●事務局

指定管理者には、関係書籍を充実することを求めている。

歴史資料展示室については、展示内容を市において計画し、事業実施するという事である。

○委員

イベントなどで使用できる場所は研修室でよいか。使用料はいくらか。指定管理者が定めるのか。

●事務局

研修室である。法により、公立図書館は料金を徴することはできないので、無料である。主に指定管理者により、図書館業務を充実させるために活用を考えていただくことになる。

○委員

図書館と美術館の指定期間が違うのは何故か。

●事務局

開館するには、本の整理、分類やシステム整備などが必要であるので、7月7日からの供用までの期間を開館準備期間とした。美術館、公園はその期間に合わせて休館するわけにはいかないため、4月1日からの指定となっている。

○委員

修繕費は指定期間中での合算か。また、図書館と美術館での金額の違いは何故か。

●事務局

単年度の予算額である。金額の違いは建物の規模の違いにより算定した。

○委員

図書館の管理業務仕様書 4 頁④ウについて、指定管理者が新規に購入する物品とは何か。

●事務局

基本は当初の設置物品を利用し運営をしていただくので、想定はしていない。しかし、開館後に必要什器等の新規購入意思があった場合に事前把握する必要がある。この意図は、それらの重量物から来館者の安全を担保するため、設計上の床耐重量を確保することにある。

○委員

指定管理期間は 3 年となっているが、他の市内施設は 5 年であるが、理由は何か。

●事務局

他の市内施設についても初回は 3 年で協定を結んでいる。図書館、美術館の指定管理は初めてのことであるので、初回は同様に慎重を期したためである。

○委員

プロポーザルの時間については、複数の応募者があった場合は予定時間でよいが、1～2 社なら、選択肢が少ないだけに慎重に審議する必要がある。質疑については、1 社あたり「原則 50 分」としてはどうか。

●事務局

説明 30 分は固定で、質疑を原則 20 分とし、応募状況により臨機応変に時間を確保していくこととしたい。

○委員

公募方法をもっと拡大してはどうか。

●事務局

インターネットにおいて、企業担当者が利用する指定管理の公募情報サイトがある。そこにも情報登録を予定したい。

○委員

1 社も応募がなかった場合はどうなるのか。民間では、利益が見込めないような事業を受託することはない。指定管理料を増額するなりしないと無理ではないか。そうでない場合 NPO 法人等により運営をさせる方法もあると思うがそういう団体はあるのか。

●事務局

応募がなかった場合は、再公募等を考える。複数の応募があった場合でも必ずどこかと指定管理の協定を結ぶということではない。市の判断基準を上回っている団体がなければ、決定されない。公募なので、NPO 法人等の応募の可能性はあるが、現在市内では把握していない。

○委員

応募の資格として実績を附すべきではないか。説明で立派な内容を提示してきても実際の運営ができるかの保証はないのではないか。

●事務局

新規参入を妨げるような要件は好ましくないと考えている。

実績については、団体の概要に資料を添付しても可としているので把握は可能である。

○委員

指定管理料の算定は、他市の仕様内容と比較して妥当なのか。

●事務局

指定管理料は人件費が大部分を占める。十分に調査をし、他市のケースも比較検討しており、妥当であると考えている。

○委員長

最終的には、いままでのご意見を反映させて修正をさせていただきたい。それ以外は審議内容で大きな修正はなかったため、この内容で要項及び仕様書についてのご承認いただいたということによろしいか。

○委員

(全員了承)

(4)採点表について

資料5に基づき、事務局より説明。

<非公開>

5. その他

●事務局

今回の選定審議会は、11月15日(火)午後1時30分から同じ場所の新川体育館での開催を予定している。なお、各団体からの申請書提出の締め切りは、11月11日(金)正午である。当日の午後から各委員へ配布する。事前に申請書をご確認いただき、会議当日に持参いただきたい。

これにて第1回清須市夢広場はるひ指定管理者選定審議会を閉会する。

(16時05分閉会)

会議の結果	会議の経過に示したとおり
問い合わせ先	教育委員会生涯学習課 052-409-6471 (清洲市民センター)